

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 入札に付する事項

入札公告の1に掲げるとおり。

2 入札参加資格

入札公告の2(5)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合（共同事業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同事業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合）、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

(1) 資本関係

ア 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

イ 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

ウ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

ア 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が再生手続中の会社又は更生会社である場合は除く。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札参加資格の確認

入札公告の3のとおり。

4 設計図書等についての質問

入札公告の4(5)及び(6)に掲げるとおり。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札公告の7（2）に掲げるとおり。

6 入札及び開札に関する事項

（1）入札

ア 入札書の提出先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 総合政策課

イ 入札書の提出日時・場所

日時 令和7年12月24日（水）午前10時30分

場所 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県庁 本館 4階 ドーム会議室

ウ 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

エ 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

オ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

キ 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

ク 入札書は、封入のうえ提出すること。

ケ 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

コ 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

サ 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

シ 入札金額は、本件委託業務に要する費用一切の諸経費を含めた金額を記載することとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）開札

ア 開札の日時・場所

日時 令和7年12月24日（水）午前10時30分 入札終了後

場所 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県庁 本館 4階 ドーム会議室

- イ 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- ウ 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- エ 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びウの立会職員以外の者は入室することができない。
- オ 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- カ 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- キ 入札会場において、次の各項目に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ・ 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ・ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- ク 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- ケ 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がないときは、2回を限度として見積に移行する場合がある。

7 留意事項

（1）契約書

- ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札書の提出期限までに電子メール（sougouseik@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- イ 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- ウ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

エ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

(2) 支払条件

概算払、前金払、部分払とも行わない。

(3) その他

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該落札者が入札公告の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。